

事業協同組合に係る格付及び総合点数の算定の方法に関する特例要領

(平成6年4月1日 制定)

(目的)

第1 この要領は、宇部市（上下水道局を含む。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に係る入札に参加する者に必要な資格を定める場合における事業協同組合の総合点数の算定及び格付の方法に関する特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）で、建設業法第3条の規定により許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、組合が次に掲げる各事項に該当する者のうちから当該組合の希望工種別ごとに指定したものをいう。この場合において、審査対象者の数は、5を超えてはならないものとする。

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人であること。
- (3) 宇部市建設工事等請負業者選定要綱（平成6年4月1日制定。以下「選定要綱」という。）第3条に該当しないものであること。

(格付及び総合点数の算定方法に関する特例)

第3 組合の格付は、選定要綱第8条第1項及び第2項の規定により行うものとする。

2 組合の総合点数のうち客観点数は、選定要綱第9条の規定により算定された点数とし、この点数は、次の各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 完成工事高 | 当該組合及び各審査対象者（組合の下請として施工したものを除く。）の年間平均完成工事高の和に対して付与された評点 |
| (2) 自己資本額及び平均利益額 | 当該組合及び各審査対象者の数値の和に対して付与された点数 |
| (3) 経営状況 | 当該組合及び各審査対象者に付与された評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。） |
| (4) 技術職員数 | 当該組合及び各審査対象者の技術職員の数の和に対して付与された点数 |
| (5) 元請完成工事高 | 当該組合及び各審査対象者の数値の和に対して付与された点数 |
| (6) その他の事項 | |
| ア 労働福祉の状況 | 当該組合及び各審査対象者に付与された点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。） |
| イ 営業年数 | 当該組合及び各審査対象者の営業年数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。）に対して付与された点数 |

ウ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無	当該組合及び各審査対象者のうち、民事再生法又は会社更生法の適用を受けた者に対して付与された点数の平均値 (小数点以下第1位を四捨五入する。)
エ 防災協定締結の有無	当該組合に付与された点数
オ 法令遵守の状況	当該組合及び各審査対象者のうち、指示処分又は営業停止処分を受けた者に対して付与された点数の平均値(小数点以下第1位を四捨五入する。)
カ 監査の受審状況	当該組合に付与された点数
キ 公認会計士及び2級登録経理試験合格者等の数	当該組合及び各審査対象者に付与された点数の平均値(小数点以下第1位を四捨五入する。)
ク 平均研究開発費の額	当該組合に付与された点数
ケ 建設機械の保有状況	当該組合に付与された点数
コ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	当該組合に付与された点数
3 組合の総合点数のうち発注者点数は、選定要綱第9条の規定により算定された点数とし、この点数は、次の各号に定めるところによるものとする。	
(1) 工事成績	当該組合及び各審査対象者のうち、工事成績を付与されている者の平均成績評定点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入する。)
(2) 指名停止の状況	当該組合及び各審査対象者のうち、指名停止を受けた者の指名停止状況評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入する。)
(3) 建設業従事職員数	当該組合に付与された評点
(4) 技術職員の数	当該組合に付与された評点
(5) 舗装施工管理技術者の数	当該組合に付与された評点
(6) 建設工事施工における品質管理及び品質保証のためのシステム	当該組合に付与された評点(ISOの認証取得状況が、総合評定値通知書の総合評定値に反映されている場合は評価しない。)
(7) 環境マネジメントシステム	当該組合に付与された評点(ISOの認証取得状況が、総合評定値通知書の総合評定値に反映されている場合は評価しない。)
(8) 障害者の雇用状況	当該組合に付与された評点
(9) 一般事業主行動計画策定の届出の有無	当該組合に付与された評点
(10) 基準適合一般事業主の認定の有無	当該組合に付与された評点
(11) eLTAXでの給与支払報告書の提出の有無	当該組合に付与された評点
(12) 企業合併の有無	適用なし

(13) 個人住民税の特別徴収 当該組合に付与された評点
実施の有無

(14) 市政策課題に寄与する取組 当該組合に付与された評点
の状況

(特例の適用)

第4 第3の規定は、同規定により格付を希望する旨の申出をした組合について適用するものとする。

2 市長は、第3の規定による格付を希望する組合に、官公需適格組合入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出させるものとする。この場合において、第1号の書類については、各審査対象者に係る書類を併せて添付させるものとする。

(1) 選定要綱第6条に規定する書類

(2) 入札参加資格審査申請総括表（官公需適格組合）（様式第1号）

(3) 官公需適格組合の証明を受けていることを証明する書面の写し

(4) 審査対象者名簿（様式第2号）

(5) 協同組合役員名簿（様式第3号）

(6) 協同組合組合員名簿（様式第4号）

(7) 審査対象者の組合下請工事種類別年間平均完成工事高（様式第5号）

(変更の届出等)

第5 市長は、第3の規定の適用を受けて入札参加資格があると認定された組合が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該組合に速やかにその旨を届け出させるものとする。

(1) 審査対象者が第2第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 第4第2項第3号から第6号までに掲げる事項に変更があったとき。

2 市長は、組合から前項第1号に該当することとなった旨の届出があった場合において、必要があると認めるときは、組合の入札参加資格の認定を変更するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日から平成21年3月31日までの間の組合に係る総合点数の算定及び格付の方法については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月10日から施行する。